11　データ同化技術開発推進官は、命を受けて、データ同化に係る重要事項についての技術の開発及び改良の推進に関する事務（地球システムモデル技術開発室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

12　データ同化技術開発推進官は、つくば市に置く。

（削る）

（気象防災推進室、航空予報室及びアジア太平洋気象防災センター並びに主任予報官、地域気象防災推進官及び航空予報技術開発推進官）

第三十二条　予報課に、気象防災推進室、航空予報室及びアジア太平洋気象防災センター並びに主任予報官、地域気象防災推進官及び航空予報技術開発推進官それぞれ一人を置く。

2　気象防災推進室は、災害の防止に係る気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他部、他課、アジア太平洋気象防災センター及び地域気象防災推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　気象防災推進室に、室長を置く。

4　航空予報室は、航空機の利用に供するための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関する事務（航空予報技術開発推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　航空予報室に、室長を置く。

6　アジア太平洋気象防災センターは、アジア太平洋地域における災害の防止に係る気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報に関する事務をつかさどる。

7　アジア太平洋気象防災センターに、所長を置く。

8　主任予報官は、命を受けて、気象、地象及び水象の解析、予報及び警報に関する技術指導を行う。

9　地域気象防災推進官は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報を用いた地方公共団体その他の関係者が行う防災活動の推進に関する事務をつかさどる。

10　航空予報技術開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の利用に供するための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に係る技術の開発及び改良の推進に関すること。

二　航空機の利用に供するための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に係る技術に関する指導に関すること。

（データ同化技術開発推進官及び数値予報モデル開発推進官）

第三十三条　数値予報課に、データ同化技術開発推進官及び数値予報モデル開発推進官それぞれ一人を置く。

2　データ同化技術開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　データ同化に係る技術の開発及び改良の推進に関すること。

二　データ同化に係る技術に関する指導に関すること。

3　数値予報モデル開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　数値予報モデルの開発及び改良の推進に関すること。

二　数値予報モデルの運用に関する指導に関すること。

（システム運用室及びデータネットワーク管理室並びに国際通信調整官）

第三十四条　情報通信基盤課に、システム運用室及びデータネットワーク管理室並びに国際通信調整官一人を置く。

2　システム運用室は、気象庁の情報システムの管理及び気象通信の実施に関する事務（情報政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3～6　（略）

7　国際通信調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（システム運用室及びデータネットワーク管理室並びに国際通信管理官）

第三十四条　情報通信課に、システム運用室及びデータネットワーク管理室並びに国際通信管理官一人を置く。

2　システム運用室は、気象情報の総合的な処理のための情報システムの運用及び気象通信の実施に関する事務をつかさどる。

3～6　（略）

7　国際通信管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）